

郵送送金指示取扱規定

預金者は、郵送送金指示を行うについては、一般規約のほか、この「郵送送金指示取扱規定」(以下「郵送送金規定」といいます。)に従うものとします。一般規約の規定と郵送送金規定の定めが矛盾する場合は、郵送送金規定が優先するものとします。

取引規約等において定義された用語は、別途定義されない限り、本規約(規定)においても同じ意味を持つものとします。

1. 預金者は、この規定に従って、郵便、民間業者による宅配サービスまたは代理人により持参される書面による当行に対する指示(以下「郵送送金指示」といいます。)によって、預金者の口座から資金を送金(以下この規定において「送金」といいます。)するよう要請することができるものとします。預金者は、各郵送送金指示に当行にあらかじめ届出た署名を記載し、または印鑑を押印するものとします。当行は、郵送送金指示に対して電話確認を必要と判断した場合には、預金者が当行に届出ている連絡先に連絡し、当行が別途定める方法により本人確認および郵送送金指示の確認をしたうえで送金を行うものとします。電話確認を試みたにもかかわらず電話確認が完了できなかつた場合には、当行は郵送送金指示の実行は行わず、郵送送金指示を返却いたします。預金者は、当行で使用されている標準書式または当行の承認を得た書式に従って郵送送金指示を作成し、以下の事項を明記するものとします。
(1)日付、(2)金額および支払通貨、(3)送金方法、(4)引落口座番号、(5)受取銀行の名称および住所、(6)受取人の名称および口座番号、ならびに(7)依頼人名および依頼人住所、電話番号、関係手数料の負担者区分など当行所定の事項。預金者は、郵送送金指示を、遅くとも送金が実行される営業日の2営業日前の午後3時までに当行に受領せしめるものとします。送金実行日が指定されない場合は、当行は任意の営業日に送金を実行できるものとします。郵送送金指示に送金実行日指定不備以外の何等かの不備があった場合は、当行は送金を実行せず、郵送送金指示を預金者あて返却するものとします。当行は、送金を実行しなかつた事実またはその理由等を預金者に通知しません。郵送送金指示に従って資金を送金したときは、当行は、送金実行書を預金者の住所に郵送します。

1 の 2. 反社会的勢力との取引拒絶

この取引は、第6条各号のいずれにも該当しない場合に行うことができ、第6条各号の一にでも該当する場合には、当行はこの取引の依頼をお断りするとともに、当該預金者との取引を制限もしくは停止できるものとします。

2. 預金者は、当行が、各送金について、送金が行われた口座から送金に要した合理的費用および当行所定の手数料等を引落し、受領することをここに認めます。

3. 送金を外貨で行う場合は、当行は、預金者から受領した資金を当該資金の受領日における当行対顧客電信売レートで当該外貨に交換できるものとします。かかる交換をした旨の当行の計算書は確定的なものとします。ただし、当行が送金通貨の確定売レートを利用することができない場合には、当行は仮レートを適用し、支払が実行された国からの最終確認を待つものとします。このような場合には、当行は、その事案に応じて預金者から追加支払を求めまたは預金者に払戻をするなど必要な調整を行うことができるものとします。送金を送金国の通貨以外の通貨で行う場合は、当行は、受取人が支払銀行または取引銀行との取決により他の通貨で支払を受けない限り、支払が行われたときのニューヨーク(米ドル建の場合)またはロンドン(英ポンドまたはユーロ建の場合)のその支払銀行または取引銀行の買レートにより、当該国の通貨で行います。当行は、やむをえない事由から発生した送金の誤り、遅延、不送金またはその他の事態について、当行に過失がある場合を除き、一切責任を負いません。電信送金は明確な言語、略号または暗号で行われるものとします。預金者が送金取消を要請した場合、当行は、当行所定の方法により送金の取消が有効であることを確認した後に送金取消を行い、資金がすでに外貨に交換された場合は、返戻日の銀行の買レートをもとに、当行および取引銀行の経費を差し引いて返戻することができるものとします。
4. 預金者は、もっぱらその責任で郵送送金指示の秘密を保持し、適切に当行に到着するよう手配するものとします。当行は、以下の事由によつていかなる損害、損失または諸費用等が預金者または第三者に発生しても、責任を負いません。(1)郵送送金指示の偽造もしくは変造、権限のない、もしくは権限を越した者による郵送送金指示、または郵送送金指示の欺罔行為もしくはその他の不正な行為による使用、(2)不備、不完全もしくは不正確な情報を含む郵送送金指示による当行の行為、(3)郵送送金指示の誤配、遅配その他配達に関する事柄、(4)やむをえない事由により生じた、当行の郵送送金指示実行の懈怠もしくは遅延、(5)当行が法令に違反すると合理的に判断して郵送送金指示を実行しなかったこと、または、(6)当行が第6項により送金サービス契約を解約し、それにより損失、損害または諸費用が発生したこと。当行は、上記(1)ないし(6)のいずれかに該当する郵送送金指示に記載された条項または条件を、無効とみなすことができるものとします。
5. 当行は、この規定に基づき行う当行の業務が当行内部の監査および融資規則等に抵触すると判断する場合、預金者に対する書面による通知もしくは相当な表示手段による告知をもって、郵送送金指示による送金サービスを終了することができるものとします。
6. 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は送金サービスの要請を拒絶し、または預金者に通知することにより送金サービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの送金サービス契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着または到達しなかったときでも、それが預金者の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものとして、この送金サービス契約は解約されるものとします。

- ① 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他 A から D に準ずる行為

7. 前項以外の場合でも、合理的な理由があり、当行が当行の裁量により、本送金サービス契約を解約すべきと判断した場合、本送金サービス契約は解約されます。

以上、郵送送金指示取扱規定は、2019 年 10 月 1 日より適用します。

株式会社 SMBC 信託銀行

BKG3610TB2104